

第5回教育委員会会議

令和6年3月22日
午後3時30分
本庁舎第10共通会議室

案 件

議案第38号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校管理規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

待機児童対策として、大阪市立貫江田幼稚園及び大阪市立玉造幼稚園は、令和 6 年 4 月 1 日から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 10 項の規定による公示がされた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という）に移行する。

幼稚園型認定こども園については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 2 号に掲げる幼児が在籍することとなり、新たに休業日を定める必要があることから、規定を行うものである。なお、幼稚園型認定こども園における各幼児の登園にかかる日については、別で定めるものとして規定する。

また、幼稚園型認定こども園における教育課程については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて編成する必要があるため、新たに規定を行うものである。

2 改正の内容

- ・幼稚園型認定こども園の休業日について、新たに規定する（第 2 条の 2 第 2 項）
- ・幼稚園型認定こども園の教育課程の編成について、新たに規定する（第 3 条）

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校管理規則（昭和35年大阪市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（休業日） 第2条の2　[略] <u>2　前項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第10項の規定による公示がされた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）の休業日は、次のとおりとする。なお、幼児の登園にかかる日については、別に定める。</u> <u>(1)　国民の祝日に関する法律に規定する休日</u> <u>(2)　日曜日</u> <u>(3)　12月29日から翌年1月3日まで</u> <u>3　校長（園長を含む。第5項を除き以下同じ。）は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて別に休業日を定めることができる。</u> <u>4・5　[略]</u> （教育課程の編成） 第3条　校長は、毎年、学習指導要領（幼稚	（休業日） 第2条の2　[同左] [新設] <u>2　校長（園長を含む。第4項を除き以下同じ。）は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて別に休業日を定めることができる。</u> <u>3・4　[同左]</u> （教育課程の編成） 第3条　校長は、毎年、学習指導要領（幼稚

園にあつては<u>幼稚園教育要領（幼稚園型認定こども園にあつては、<u>幼保連携型認定こども園教育・保育要領</u>を踏まえたもの）</u>）及び教育委員会が定める基準により、翌学年の教育課程を編成しなければならない。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級の教育課程については、校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。	園にあつては<u>幼稚園教育要領</u>）及び教育委員会が定める基準により、翌学年の教育課程を編成しなければならない。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級の教育課程については、校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。